明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二一）　一
○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（経済産業四）　二

〔告　示〕
○農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を定める件（農林水産六〇七）　四
○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第四条第一項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（同六〇八）　八
○建設コンサルタント登録規程の一部を改正する件（国土交通二六三）　九
○地質調査業者登録規程の一部を改正する件（同二六四）　一四

〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、公認会計士等の登録及び登録抹消、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告　三三

省令

○厚生労働省令第二十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項、第四十九条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

別表第五第一号及び第二号の表ニット製品製造科の項教科の欄中「横編みニット製造法」及び「ニット縫製品製造法」を削る。

別表第十二園芸装飾の項学科試験の欄第五号中「鉢上げ及び植替え」を「鉢上げ及び植え替え」に改め、同表鍛造の項学科試験の欄第八号ロ中「自由鍛造品に生ずる欠陥の原因及び防止方法」を削り、同表粉末冶金の項学科試験の欄第三号中「潤滑剤」の下に「及び添加剤」を加え、同表ニット製品製造の項学科試験の欄第五号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを削り、同項実技試験の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同表とびの項学科試験の欄第一号中「軀体」を「躯体」に改め、同表自動ドア施工の項学科試験の欄第一号中「開閉方法」を「開閉方式」に改め、「自動ドアの駆動装置、制御装置及び検出装置の種類、構造及び機能」を「自動ドアの駆動装置、制御装置及び検出装置の種類、構造及び機能　自動ドア用建具の性能」に改める。

別表第十三の二園芸装飾の項学科試験の欄第四号中「植替え」を「植え替え」に、「繁殖の種類及び方法環境要因及びその調節」を「繁殖の種類及び方法　環境要因及びその調節」に改める。

別表第十三の五樹脂接着剤注入施工の項実技試験の欄中「さく孔」を「穿孔」に改め、同表産業洗浄の項学科試験の欄第八号イ中「使用する」の下に「装置及び」を加える。

別表第十四ニット製品製造の項を次のように改める。

ニット製品製造	丸編みニット製造法	丸編みニット製造作業
	靴下製造法	靴下製造作業

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。